

令和4年度河内長野市奨学生
応募手続きについて（高校・高専）

格 経済的理由のために、高等学校・高等専門学校への修学が困難な市内在住の方。（※住民税非課税世帯及び罹災、保護者死亡など特別事情のある世帯）
なお、応募申請及び給付決定は毎年手続きが必要です。

※住民税非課税世帯のうち生活保護世帯については、高等学校就学費が支給されているため、ご応募いただけません。

※奨学金の給付は原則3年間ですが、高専・看護専攻科等は5年間です。

法 次の書類を提出してください。

- ① 奨学金給付願書（在学証明書含む）
- ② 奨学生応募理由書
- ③ 申立書

※ ③「申立書」につきましては、新型コロナウイルス感染症による家計急変の場合のみ提出してください。自営業の方は様式[1]を、それ以外の方は様式[2]を、必要書類の添付とともにご提出をお願いいたします。

※ 河内長野市奨学金申請に必要な世帯全員の住民票の写し及び課税証明書につきましては、教育指導課にて各担当課へ請求しますので提出は不要です。ただし、令和4年1月1日以降に転入された方は、当市で課税状況の確認ができません。前住所地で課税証明書をもらってください。

※ ① 給付願書（在学証明書含む） ② 応募理由書 ③ 申立書は、教育委員会教育指導課にあります。（5月6日から配付します。）郵送希望の方は同担当課までお電話にてご連絡ください。市ホームページからもダウンロード可能です。

考 奨学生選考委員会で選考し、教育委員会が決定します。

提出書類の確認のため、担当よりご連絡をさせていただく場合もあります。

8月中旬以降に選考結果を書面で通知します。

なお、奨学金36,000円（月額3,000円）は、令和4年9月と、令和5年3月の二期に分けて各々6ヶ月分給付します。

4. 受付期間 令和4年6月1日（水）～ 令和4年6月30日（木）
ただし、市役所の開庁時間内（土日祝日を除く午前9時～午後5時30分）
（上記期間内に提出してください。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により提出が遅れる場合は、上記期間内に必ずご連絡ください。）

書類の提出先及び問い合わせ先

河内長野市教育委員会事務局 教育指導課（市役所 7階）

〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

TEL 0721(53)1111 内線759・747

※河内長野市奨学金の願書等は河内長野市のホームページからダウンロードできます。（下記QRコードからでも河内長野市のホームページを閲覧可能です。）



担当：河内長野市教育委員会事務局
教育推進部教育指導課学事係
河内長野市原町一丁目1番1号
0721-53-1111（内線759・747）